

## 津山市生殖補助医療支援事業について

津山市では、不妊治療を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、生殖補助医療支援事業を実施しています。（治療終了後の申請になります。）



助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない、または、極めて少ないと医師に診断されている方</li> <li>法律上の婚姻をしているご夫婦又は事実婚関係にあるご夫婦であり、かつ、ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有する方</li> <li>助成金の交付を受けようとする生殖補助医療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていない方</li> <li>指定医療機関で生殖補助医療を受け、助成上限回数（1子につき6回）に達していない方</li> <li>治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である方</li> </ul>
助成内容	<p>【保険診療（保険適用の場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の領収金額（受診証明書に記載されている金額〔※1〕）の1/2以内（1,000円未満は切り捨て）で、1回の治療につき9万円を限度</li> </ul> <p>【併用診療（保険適用と先進医療を併用して行った場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の領収金額（受診証明書に記載されている金額〔※1〕）の1/2以内（1,000円未満は切り捨て）で、1回の治療につき12万円を限度</li> </ul> <p>【混合診療（全額自己負担の場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1回の治療につき20万円を限度（1,000円未満は切り捨て）</li> </ul> <p><b>※1：医療保険各法の規定による高額療養費の支給がある場合は、実際に支払われた額から高額療養費を差し引いた額を助成金額の対象としています。詳しくは別紙『津山市生殖医療支援事業助成金を申請予定の方へ』をご覧ください。</b></p>
申請時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑（スタンプ印不可）</li> <li>通帳など助成金の振込み口座がわかるもの（申請者ご本人のもの）</li> </ul>
申請時期	<p>1回の治療（採卵準備のための投薬開始から1回の体外受精又は顕微授精に至るまでの治療過程をいい、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を含む。）が終了した方は、早めの申請をお願い致します。</p>
助成回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>1子ごとに6回まで（治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回までとする。）</li> </ul>
申請時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>裏面をご覧ください。</li> </ul>
受付期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>裏面をご覧ください。</li> </ul>

お問い合わせ先：〒708-8501 津山市山北520  
津山市こども保健部健康増進課

TEL (0868) 32-2069

(令和6年5月)

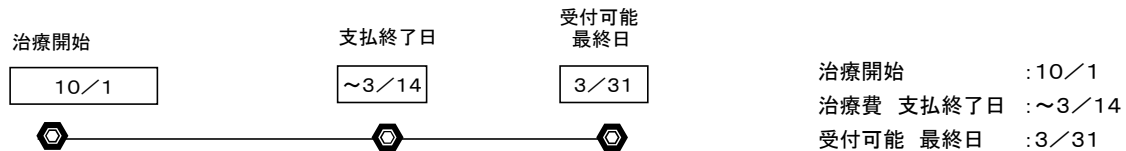
●申請時に必要な書類

全員必要	<input type="checkbox"/>	①津山市生殖補助医療支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/>	②生殖補助医療支援事業受診証明書（様式第2号） ※提出前に医療機関で記入してもらってください。医療機関へ支払う文書料等は自己負担です。
	<input type="checkbox"/>	③医療機関の発行した生殖補助医療費に係る領収書及び明細書の写し
	<input type="checkbox"/>	④津山市生殖補助医療支援事業助成金 請求書
場合により必要	<input type="checkbox"/>	〈法律上婚姻をしており、ご夫婦のご住所が異なる方〉 ⑤戸籍謄本（原本）
	<input type="checkbox"/>	〈事実婚関係にあるご夫婦〉 ⑤夫婦それぞれの戸籍抄本（原本）      ⑥事実婚関係に関する申立書（様式第3号） ※夫及び妻が外国籍を有している場合、婚姻日が記載された婚姻をしていることを証明する書類（法律婚の場合）、もしくは婚姻要件具備証明書（事実婚の場合）が必要です。なお、外国語によるものは日本語訳の添付をお願いします。
	<input type="checkbox"/>	〈高額療養費限度額認定証をお持ちの方〉 ⑦高額療養費限度額認定証の写し（後日提出可）
	<input type="checkbox"/>	〈高額療養費限度額認定証をお持ちでない方〉 ⑧健康保険証の写し（後日提出可）

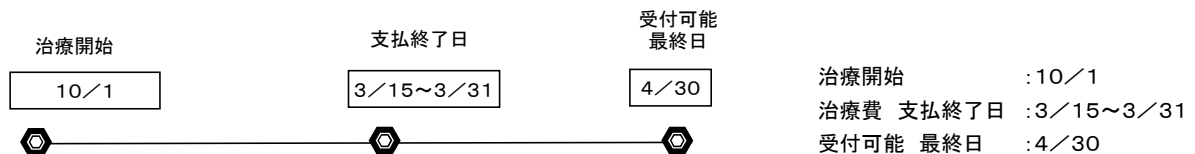
※上記①②④⑥の様式は、津山市のホームページからダウンロードできます

受付期間等	<p>申請の受付期間は、治療費の支払いが終了した年度末（3月31日まで）</p> <p>申請は、必ず受付期間内に行ってください。受付期間を過ぎると申請ができなくなりますので、治療費の支払い終了後は、すみやかに手続きをお願いします。</p> <p>※3月31日が閉庁日の場合は、3月の最終閉庁日までが受付期間となります。</p> <p>※ただし、3月15日から3月31日までに治療費の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請することができます。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。4月30日が閉庁日の場合は、4月の最終閉庁日までが受付期間となります。</p>
-------	--

(例1)



(例2)



(例3)

